

○ふじみ衛生組合一般職の職員の特殊 勤務手当支給条例

(平成元年5月16日)
(条例第5号)

改正	平成4年9月1日	条例第11号
	平成8年8月26日	条例第4号
	平成13年2月27日	条例第2号
	平成14年2月26日	条例第1号
	平成18年2月24日	条例第1号

ふじみ衛生組合一般職の職員の特殊勤務手当支給条例(昭和36年ふじみ衛生組合同条例第6号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この条例は、ふじみ衛生組合一般職の職員の給与に関する条例(昭和35年ふじみ衛生組合同条例第5号)第10条の規定に基づき、特殊な事務又は作業に従事する職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の5第1項又は第28条の6第2項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。)に対して支給する特殊勤務手当(以下「手当」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(手当の種類、支給範囲及び支給額)

第2条 手当の種類、支給範囲及び支給額は、別表に定めるところによる。

(委任)

第3条 この条例の施行に関し必要な事項は、組合同規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成元年6月1日から施行する。ただし、別表第2の規定は、平成元年4月1日から適用する。

(暫定的に支給する手当)

2 平成元年6月1日から同年9月30日までの給与の計算期間に限り、別表第1に定める手当を支給されない職員に対し、次の表に定める手当を支給する。この場合において、職員の勤務した日数がその月の勤務を要する日数の2分の1に満たないときは手当を支給しないこととする。

第4類 給与 (一般職の職員の特殊勤務手当支給条例)

手 当 の 種 類	支 給 範 囲	支 給 額
建 設 技 術 手 当	建設関係事業に従事する技術職員	月額 2,000円

(ふじみ衛生組合一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

3 (省略)

附 則 (平成4年9月1日条例第11号)

この条例は、平成4年9月1日から施行する。

附 則 (平成8年8月26日条例第4号)

この条例は、平成8年9月1日から施行する。

附 則 (平成13年2月27日条例第2号)

(施行期日等)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第1処理場技術手当の改正規定は、平成13年4月1日から施行する。

附 則 (平成14年2月26日条例第1号)

(施行期日)

1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。

第2項から第6項まで (省略)

附 則 (平成18年2月24日条例第1号)

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(ふじみ衛生組合一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

2 (省略)

第4類 給与（一般職の職員の特殊勤務手当支給条例）

別表（第2条関係）

手当の種類	支給範囲	支給額
緊急出動手当	職員が、勤務時間外において風害、水害、雪害、火災、震災等の非常時における緊急対策の業務に従事したとき。	1回 1,500円